第三十六条	附則第五条の二の規定により読み替えられた第二条及び
第二条第一項	附則第五条の二の規定により読み替えられた第二条第一項
第三十四条第一項	附則第十三条の二
第百二十条第一項	附則第十四条の三第一項
第三十五条第一項	附則第十三条の三
第百二十一条第一項	附則第十四条の四第一項

（平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算）

第五条の三　平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の二第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十三条の二第三号に規定する調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額	
法附則第十三条の二第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	
法附則第十三条の三第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額	
法附則第十三条の三第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の三第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の四第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の四第一項第四号に掲げる額	
法附則第十三条の四第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額	
法附則第十三条の四第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	
法附則第十三条の四第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額	
法附則第十三条の五第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の五第一項第四号に掲げる額	
法附則第十三条の五第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額	
法附則第十三条の五第三項に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
法附則第十三条の三第四項に規定する支援金概算拠出率	
法附則第十四条の四第四項に規定する支援金確定拠出率	

附則第二十二条の次に次の一条を加える。

（特例退職被保険者等の加入率の算定方法）

第二十二条の二　法附則第十三条の四第三項及び法附則第十四条の三第三項の特定健康保険組合（健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をいう。以下この条において同じ。）に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等（国民健康保険法附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。以下この条において同じ。）である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数で除して得た率とする。

2　前項の規定は、法附則第十三条の五第三項及び法附則第十四条の四第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。